

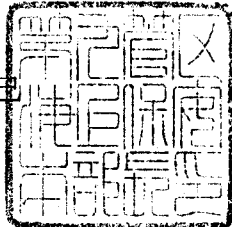
第九管区海上保安本部公示第46号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年9月10日

第九管区海上保安本部長

白石 昌也



姫川港海岸の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 新潟県糸魚川地域振興局

住 所 新潟県糸魚川市南押上1丁目15-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 姫川港海岸（付図に示すとおり）

期 間 令和3年9月15日から令和3年10月30日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

